平成３０年（フ）第１３０号
長崎県長崎市坂本１丁目５番23号　ビレッジＫ　Ａ201、旧住所長崎県長崎市本原町４番12号　アベニュー本原305号
債務者　田中　　惠
１　決定年月日時　平成30年６月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
　　長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第５８号
宮崎県小林市野尻町東麓5096番地１
債務者　石塚　進一
１　決定年月日時　平成30年６月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
　　宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第５５号
北海道小樽市花園１丁目８番13号　コーポＫ201、前住所北海道小樽市緑１丁目19番21号
債務者　伊藤みね子（旧姓成田）
１　決定年月日時　平成30年６月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　札幌地方裁判所小樽支部

平成３０年（フ）第５６号
北海道古平郡古平町大字浜町147番地
債務者　臼杵　拓治
１　決定年月日時　平成30年６月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　札幌地方裁判所小樽支部

平成３０年（フ）第９７号
秋田市旭北錦町３番15号　旭北マンション３－Ａ
債務者　伊藤　淳一
１　決定年月日時　平成30年６月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６号
栃木県真岡市下高間木１丁目30番地５　ふるさとホーム真岡
債務者　皆川　　透
１　決定年月日時　平成30年６月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　宇都宮地方裁判所真岡支部

平成３０年（フ）第７１号
長野県松本市渚４丁目15番13号
債務者　花村　幸一
１　決定年月日時　平成30年６月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第２３号
長野県諏訪市大字湖南4362番地
債務者　藤森　昭子
１　決定年月日時　平成30年６月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　長野地方裁判所諏訪支部

平成３０年（フ）第１７号
高知県幡多郡三原村大字柚ノ木345番地
債務者　新谷　えり
１　決定年月日時　平成30年６月４日午前10時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　高知地方裁判所中村支部

平成３０年（フ）第１５８号
大分市大字常行153番地の１（レオパレスＫＡＴＳＵＲＡＧＩ207）
債務者　佐藤　憲治
１　決定年月日時　平成30年６月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２３号
宮崎県延岡市古城町５丁目34番地４　サンエルフⅡ　201
債務者　谷口　遥香
１　決定年月日時　平成30年６月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第２６号
福岡県直方市大字頓野2104番地12　県住10―501号
債務者　日吉　久恵
１　決定年月日時　平成30年６月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
　　福岡地方裁判所直方支部

平成３０年（フ）第８８号
神奈川県横須賀市芦名１丁目21番１号
債務者　大谷　里奈
１　決定年月日時　平成30年６月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
　　横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第９８号
神奈川県三浦市三崎町小網代2254番地１
債務者　伊藤　澪子
１　決定年月日時　平成30年６月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
　　横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第２２５号
神奈川県伊勢原市神戸631番地　シャトル神戸102号、前住所神奈川県秦野市西大竹290番地の６　バッカナーレⅡ　202号
債務者　平澤　　隆
１　決定年月日時　平成30年６月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
　　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２３４号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上759番地の112、前住所神奈川県川崎市高津区久末1566番地１　ルックハイツ日吉　１―405
債務者　樋口　　暁
１　決定年月日時　平成30年６月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
　　横浜地方裁判所小田原支部民事部

第明治三二十種郵便物認可
三五年三月三十一日